

9,170万円で、第4次拡張事業債に800万円、それから石綿セメント管更新事業債に7,000万円、水道水源開発施設整備事業債に870万円などを見込み計上させていただくものでございます。

2項分担金及び負担金につきましては、前年度同額の240万円で、消火栓の設置工事として一般会計からいただくものでございます。

3項国庫補助金につきましては、前年度比22.9%増の5,685万円を計上し、水道水源開発施設整備費2,625万円、また、石綿セメント管老朽化更新事業費として2,500万円でございます。

4項その他の補償金につきましては、前年度比18.3%減の1,250万円で、公共下水道事業に伴う補償費として見込み計上いたしたものでございます。

5項出資金につきましては、水源開発事業にかかる一般会計からの出資金でございます。

次に、支出でございますが、1款1項建設改良費につきましては、前年度比37.7%減の2億3,208万円を予定いたしたものでございます。主なものとしましては、2目第4次拡張事業費におきまして前年度比46.9%減の1億2,450万円を予定いたしたものでございます。

3目水源開発費につきましては、前年度比15.8%増の5,434万6,000円であります。25節負担金5,250万円は長井ダム使用权にかかる負担金でございます。ダム事業費の105億円の0.5%の割合によるものでございます。

次ページ、お願いします。

4目配水施設整備費につきましては、前年度比57.2%減の2,320万円を計上いたしております。公共下水道工事に伴う布設外工事や消火栓新設工事であります。14節委託料300万円につきましては、配水施設整備実施設計委託料でございます。

5目資産購入費につきましては、前年度比0.7%減の1,883万円を計上いたしたところでご

ざいます。浄水器の購入や機械及び装置購入費といたしまして1,500万円を計上いたしたところであります。

2項企業債償還金につきましては、15.3%増の1億5,687万4,000円の計上でございます。

以上で概要の説明を終わらせていただきます。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

佐々木榮七委員長 以上で概要の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

平成16年度長井市予算に関する総括質疑

佐々木榮七委員長 ここで総括質疑の発言通告がありますので、順次ご指名いたします。

最初に、順位1番、議席番号11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 私は、市民が安心して暮らすことのできる街となるように思いながら、総括質疑をいたします。

通告をしております3点について質問を申し上げますので、簡潔で明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

質問の第1はごみの収集方式についてです。

3月1日付の広報ながいによりますと、平成16年4月からごみの出し方が一部変わりますということで触れられております。その中で、古紙については、平成16年4月から梱包するときにはできるだけ白い紙ひもで縛って出してくださいと。袋に入っているものは取り置きになりますと。袋の中に新聞、広告以外の資源にならないものが多く入っているため、リサイクルに支障を来していますと。紙ひももリサイクルされますので、ご協力くださいというふうになって

いるわけです。その前段で、地区長会の方に事前にこういうふうに変りますということでお話がされているようです。

まず、市民課長にお聞きをしたいわけですが、今回、今までは新聞社といいますか、新聞店から袋が毎月もらってきていて、それで出していたわけです。その際はビニールテープといいますか、ビニールのひもなどで縛って出してきた経過があるわけですが、今回、白い紙ひもでと、ここまで指定をして収集方法が変わるわけですが、この考え方、どういう利点といいますか、メリットも含めてですが、どういう点をねらってこのように変更されたのかについて、お聞かせをいただきたいと思います。

佐々木榮七委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをいたしたいと思えます。

今回の変更につきましては、第1番に新しいごみの発生の防止でございます。古紙回収の大きな目的の一つは、ごみを減らし循環化することです。資源の有効利用のために、逆にビニールひもという新たなごみを発生させてしまっておりまして、その量も大変大きなものになっております。

2番としましては資源と費用の節約でございます。持ち込まれましたビニールひもを取り除くのに非常に手間がかかりまして、それを処理する費用は今後ますますふえるとされておりまして、クラフト製の新聞回収袋は新聞紙への再生には適さないわけございまして、これも分別をする必要がある。袋の中に新聞、チラシ以外のさまざまな禁忌品が入ってまいりまして、従来、これらの袋を一つ一つ中を開けて取り除かなければなりません。しかし、紙ひもだけで回収に出せば、中身が見えるので異物が生じることも少なくなるものですから、そのまま攪拌する機械に投入ができるというふうなことになります。古紙を出す人、運ぶ人、再生する

人、そしてその紙を使う人、それぞれが自分のことだけでなく一つの輪としてとらえて、循環型の社会ということが大切ではないかというふうに思っているところです。白い紙ひもは新聞には適するわけでございますが、黒い紙ひもは新聞には行かずに、これはダンボール類に種別されるといふことで、このたびについてはなるべく白い紙ひもでということをお願いしているところであります。

あわせて、収集委託料とのかかわりの中では、収集委託料から古紙代金を差し引いた金額で収集をしておるものですから、コストが下がるといふことは長井市にとってもありがたいことといふふうなことで考えさせていただきました。

以上でございます。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 幾つかのメリットがあるようですけれども、しかし、聞いていますと、どうも出す方といいますか、市民の方のメリットではなくて業者の方のメリットの方が大きいという感じがしますが、そういうことになりませんか。

佐々木榮七委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをいたしたいと思えます。

市民へのメリットという部分からすれば少しく面倒なことにといふことにはなりますが、長井市が収集をしている方式からすれば、そのコストダウンが図られることが収集委託料の減額につながるというふうなことで、市にとってもメリットがあるというふうなところでございます。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 わかりました。そこでお伺いをしたいわけですが、例えば古紙というのは、通常、新聞紙であったり広告であったり、それからダンボールですね。この主なものは、私のところで言えば、ほとんどが年2回ある子

供会の廃品回収に出すためにストックをしているわけです。この4月からこういうふうになりますよというふうに扱いがなるわけですが、今までストックしていたものも当然入っているわけですが、その扱いなどはどういふふうになりますか。廃品回収だからそうでなくてもいいのだというふうになるのか、今まで新聞社からもらう袋に入れていたものを全部取り出して、もう1回紙ひもでつないで出さなければならぬというふうになると、かなりな手間がかかるわけですが、これらはどういふふうになりますか。子供会、育成会などに対してはどういう指導をされているのか、お聞かせをいただきたい。

佐々木榮七委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをいたしたいと思えます。

4月早々から廃品回収が行われるというふう+ に予想されておりますが、冬の間ためてきたということで、ご案内のとおりであると思えます。地区長会にも申し上げておりますが、猶予期間というふうなことでは相当多くの時間を要するというふう+ に私は思っております。新聞社からの紙の配布は4月からは配っていただかないようお願いをしておりますが、持っている人も随分いるわけで、たまっている人もいます。そういったことで、子供会に対するご案内については、3月23日に長井市子供会育成協議会の役員会があるというふう+ に生涯学習課から聞いております。そこに各地区の会長さんが招集をされますから、そこをお願いにいきまして、その会長さんから各地区の方に……、これから総会が行われる。そこから子供会の方に周知をするというふう+ に考えているところでありますし、市報等でもそこは伝えてまいりたいというふう+ に思えます。

以上でございます。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 そういうことじゃなくて、猶予とおっしゃったから多分大丈夫なんだと思うんですけども、それは申し上げたように、今まで袋に入れていたものはそのままいいということなんでしょう。

佐々木榮七委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 委員おっしゃるとおりでございます。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 そこはぜひお願いをしたいと思えますが。

もう一つお聞きしたいのは、これが出てからもそうですけれども、隣組の回覧で地区長会に対する要請文が行った以降、話になっているのは、非常に不評なんです、これ。今までは、申し上げたように、うちのちょっとしたスペースに袋を置いておって、新聞、広告についてはそれに構わず入れていくという方法をとっていたわけです。一生懸命な人は、前は広告は別でしたからそれもまた別にしてきたわけですが、それが今度、方式が違くなると厄介だと。そして、置くところがなかなか、ばらばらになってしまうわけですね、下手すると積んでおくだけというふう+ になって。これは地区長会の説明、あるいはこの3月1日の市報が発行されて以降は、生活環境係などについて、この方式に不満とか問い合わせなどはありませんか。

佐々木榮七委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 生活環境係の方にいろいろな問い合わせがござい+ ます。厄介だという話も当然ござい+ ますが、資源の循環にご協力をいただきたいという旨と、袋にかわる置き場所として、ストッカーというダンボールで作られた新聞のちょうど半分に折りたたんだとんと入るようなものがあるということのご紹介をさせていただいているところでござい+ ます。

以上でございます。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 言われているのは、そういうものを新たに求めるとかというふうなことになるんでしょうけれども、やはりイメージとしては厄介だなと。今までは袋に入れて、ある程度になれば袋ごと包めたわけですが、それは厄介だというふうな声があります。ここはぜひ以降も丁寧な対応をお願いしておきたいというふうに思っています。やはりこれ、新たな方式に変えていくわけですから、いろいろな意味で混乱のないように、スムーズにいくようにここは対応が必要だと思いますけれども、地区長会へのお願い、それから市報に掲載、それから、先ほど申し上げた子供会、育成会については、実際、会長さんをお願いをするということはしているわけですが、このほかに何か、今回、いろいろあるわけですが、この内容について市民課として対応策などを考えておられれば、お聞かせをいただきたい。

佐々木榮七委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 対応策としましては以上申し上げたとおりでございますが、ほかにはございませんが、この実施をしてみても、市報等でまた注意を呼びかけるなどをしてまいりたいと思います。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 ごみの収集、分別も含めてですが、私はぜひ、今までも地域座談会などやってきたわけですから、そこまですべて丁寧な対応をこれからもやっていただきたいということだけをお願いしておきたいと。

次に、ペットボトルの収集袋の関係についてお聞かせをいただきたいと思っております。

既に資源になるものについては、例えば、古紙の回収あるいは布の回収などについては、指定袋ではありませんし、これは一定ひもで縛ればそのまま出せるという内容になっておるんです。空き缶も平成14年の4月からは、これは指定袋ではなくて、要するに、透明な袋であれば、

中が確認できるものであれば、それで出しても構いませんというふうになっているわけです。私が疑問なのは、しからばペットボトルはどうだというふうに思うわけです。ペットボトルというのは、今は廃プラのいわゆる指定袋に入れて出さなければならないというふうになっているわけですが、その必要があるのか。端的に言えば、ペットボトルの中を洗って、ラベルをはがして、押しつぶして、ずっと重ねていって、それを縛ったままでもいいのではないかという感じを持つわけです。これは多分処理費との関係でそうはならないというふうにおっしゃることになるのだと思いますけれども、今申し上げたような格好で簡略化できないかというふうに私は感じますが、そこは市民課長、どういう見解をお持ちですか。

佐々木榮七委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをいたします。

ご案内のように、長井市は置賜3市5町で組織します広域行政事務組合で定めた方法で収集をしているところでございますが、ペットボトル、プラスチック容器包装類資源化につきましては、平成14年4月からリサイクルを推進することになりまして、資源化施設を建設して取り組んでいるところでございます。収集方式につきましては、高島町がコンテナ方式で先行していた経過もある中で置賜3市5町が検討をいたしました。そして、今までごみ収集が袋方式でしているということで、住民が袋に入れるのはなれているというふうなことであるし、また、ペットボトルを資源として活用するのに、裸のままではせっかく洗ったものが汚れるんじゃないかということから、袋方式ということをもまず選定をいたしました。そして、負担する費用についてのご議論をその際にいたしました。当時、無料化という意見を出す人もありました。資源であるので料金を取らないというふうなことを主張する自治体がおられました。また、有

料化という意見もございまして、リサイクルといえども処理費用はかかるものであり、応分の負担はいただきたい。2番目には、リサイクルであればいくらでも排出してもよいというものではないと。何よりも排出を抑制するという意識づくりが大事なのではないか。無料化あるいは他のごみ袋よりも安くするというと、安い方にごみがかんどん集まってきまして、それで、質のよい資源が集まらないというふうな考えが主流というふうなことで、他のごみ袋と同じ金額40円ということとさせていただいた経過がございます。広域自治体で決定したことでありまして、よろしくご理解をお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 広域処理で決定をしたのだというふうにおっしゃいますけれども、現実的に3市5町はみんな一緒でないわけですね、高畠は違うわけですから。私はそこをもう1回考え直してみる必要があるいはしないかというふうに感じるわけです。そこで、私、うちではごみを出す係をやっているわけですが、ペットボトルの収集日というのはペットボトルを出しにいくわけですが、私の地域だからでしょうか、本当に少ないんですよ。そうやって出してこられるペットボトルが本当に少ない。ずっと平成14年度からやっているわけですが、この傾向はどうか。

佐々木榮七委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをいたします。

ペットボトル、14年度につきましては、75トン収集をされました。決して多い方ではないのですが、置賜3市5町の中では5～6%収集量としては多いことだと思っておりました。しかし、15年度に入ってその量が少しく減ってきているというのは事実でございます。

以上でございます。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 地区で話が出るのは、ペットボトルを洗って、ラベルをはがして、つぶして出しておくことはない、何もとなるんです。もう汚いのであれば、燃えるごみに入れちゃえばいいだろうと、こういうふうになっているんです、今。さっきの手法ですけれども、可燃ごみが増加していますと。資源にできるものは資源にというふうなことをあえて書かざるを得なくなっているわけですね。その手間とかそういうことを考えると、わざわざしなくたって、何も燃えるものを入れてしまえというのが主流に今は残念ながらなっておりまして、私、そこを変えていかなきゃならないなというふうに思っているんです。それには、3市5町だというふうに言っても、実質、全部がそういう方式をとっていないわけで、このペットボトルの収集については、中身が見えれば空き缶と同じ方式で私はいいのではないかと。その方がずっと、市民課長が言われる、ペットボトルもそのものが資源としてまた再利用するんだぞという趣旨はかえって高まるのではないかと。そういう意味で、担当者会議であるとか、あるいは市長は理事者会などあるわけですが、そういうところで私は少し検討していただきたいというふうに思うわけですが、市長、その点について考え方をお聞かせいただいで、午前中のあれを終わります。

佐々木榮七委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 それは、住民の側に立って、それから、全体の環境負荷を軽減する、環境に優しいためにどうするかという議論は大に行うべきだし、ご提案のような意見があるということも、今後、担当者会議等ではお話はされると思いますが、そういった中で最小限合意したことについては、やはり3市5町の合意したことについて守っていきたいというふうに思います。確かに市民にとって少し面倒くさくなるなというところもあるかもしれませんが、これは大き

い意味で言って市民にとっていいことなんですね。環境負荷の軽減、循環型社会、そして再生、これが市民の責務であるとともに、全体の環境をよくするという、そういう大きなメリットがあるわけですから、ここも市民の皆さんにもご理解をいただきながら、3市5町と議論をしてまいりたいと思います。

佐々木榮七委員長 ここで、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

佐々木榮七委員長 休憩前に復し、午前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、高橋委員の質疑を続行いたします。

11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 午前に引き続いて質問させていただきますが、1)のごみ収集方式のところでもう1点だけ市民課長にお伺いしますけれども、私、想定というよりも、地区長会の資料をいただいたときに、新聞紙というふうにずっと考えてきたんですけれども、ダンボールを出す際もこの白い紙ひもということになりますか。そうだとかなり大変でないかと私は感じますけれども、そこもこれは同じですよと、同じやり方でやってくださいというふうにするのですか。

佐々木榮七委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをいたします。

なるべく白い紙ひもでということを書かせていただいておりますが、黒い紙ひもが入りますと、新聞の方に入れば、そこからは除かなければならないものになりますが、ダンボールですと白いものでも有効ということにもなりますし、そういったことで、新聞だけ白、それで、ダン

ボールは黒でもいいというふうな言い方をしますと大変紛らわしいということになりますので、なるべく白い紙ひもでお願いをしたいというふうにお願いをしたところでございます。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 実際、ダンボールを出すときは、かなり頑丈なやつでないといけないんですよ。ビニールのひもがありますけれども、あれではとっても難しいんです、ダンボールというのは。だから、私は、そういう指導もされたいし、お願いもしているとすれば、答弁はそれでいくしかないかもしれませんが、やはり少し状況を見て、特に収集所が屋根がかかっている収集所なんかだといいわけですが、そうでなくてただ置いておくというか、屋根も何もなくて場所だけ指定しているところがあります。紙ひもの場合だと切れるおそれがあるわけです。そういうところはやはり状況を見て、そして、今回、市報でもこういうお願いをしているわけですが、そこはやはり私は再検討をするときは速やかにということだけお願いをしておきたいんですが、まずそこだけ見解をいただきたい。

佐々木榮七委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをいたします。

委員おっしゃることもわかるわけでございますが、そのことについては、始めまして状況を見させていただきたいというふうに思いますが、しかし、置賜の東置賜の方、あるいは山形等は2000年あたりから紙ひもに切りかえてきております。そういったことからして、紙ひもの耐過重は20キロに耐えられる。しかし、濡れると水に溶けやすいということから、やはりおっしゃる部分もあろうかと思いますが、しかし、東置賜の方で濡れたときの状況で切れて大変だというお話も聞いていない部分もありますので、その辺も意見交換をしながら進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 ぜひ実態に合った対応を要望しておきたいと思います。

次に、斎場の運営についてお伺いをいたします。さきの一般質問でも私お伺いをしましたが、第1回目、平成16年度のこの斎場の委託については前回申し上げましたけれども、2月12日に入札会を実施したのだと。これは3業者で実施をしたと。しかし、入札は不調だったと。結局、800万というふうにはならなかったということで、この2回目の入札で最低価格者になったJAサービスおきたま、ここと協議をしたけれども、平成15年度受託金額794万5,350円では赤字だと。常時作業をしている火夫2人以外の補助分180万円は持ち出しだということで、この協議は成立しなかったということになるわけです。それで、今度は再度入札、この間、10日付で厚生常任委員会協議会に出された資料によりますと、2月26日に第1号審査会をして、ここで指名業者をJAサービスおきたまと斎場業務管理組合、それから株式会社武蔵屋、そして社団法人長井西置賜シルバー人材センターと四つにして、3月5日に入札をしたのだと。その結果、社団法人長井西置賜シルバー人材センターが600万9,200円で落札したということになるわけです。私、どうも理解できないのですが、助役にお伺いしますけれども、2月26日に第1号審査会をして、結局、長井西置賜シルバー人材センターも入れるわけですけれども、これはどういう議論があって入れたのかについてお聞きしたいと思います。

佐々木榮七委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 お答え申し上げます。

指名入札参加者の審査委員会につきましては、そのことを議論するのではなくて、担当課が出てきたものについて参加の資格があるかどうかを検討するので、その場合の前段については担当課の方から答弁するようにします。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 そうすると、市民課長にお聞きをするしかないわけですが、この社団法人長井西置賜シルバー人材センターをあえて入れたという考え方はどういうことなんでしょうか。

佐々木榮七委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをさせていただきます。

シルバー人材センターが14年の2月のときに辞退したというふうな経過があったわけですが、しかし、そのときの経過の中では、仕事を奪うのはよくないというふうなことから辞退でございまして、今回は入札が不調になった、どなたもお受けがないというふうな中でございまして、委託価格を上げるということでは債務負担行為を設定している中身にはそぐいませんので、それで、こちらから上司の命によりましてシルバーも検討ということになりましたので、無理に仕事を奪うという趣旨ではないということ、それから、南陽市などでの指名入札には参加をしているということ、それから、米沢市では随意契約で河川等の清掃を受けている。上市市では斎場委託について受託をしている。そういったもろもろの周りの条件も加味しながら、シルバーの方の案をつくったわけでございます。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 私、それは少し当たらないのではないかと思います。平成14年の3月定例会の予算特別委員会の総括質疑で、後ほどもこの問題で触れられます安部議員が質問をされているんです。当時の市民課長が、シルバー人材センターが何で辞退をしたんだという話の答弁で、近年、不況で失業している人が多い中で、既に退職し生活に困らない高齢のシルバー人材センターの会員が仕事を奪うことではいけないということで、みずからこの判断をさ

れたのだというふうになっているわけですね。そういう状態というのは2年前と今と違いますか。まさに私は2年前よりももっとひどくなっているんじゃないかというふうな、このごろの、近年の雇用状態だというふうに理解をしています。そこはどう整理されたんですか。

佐々木榮七委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをいたします。

2年前のときにシルバーは辞退されたのでありますが、第2番手でありましたJAサービスおきたまが落札をしているわけでございます。今回はそのJAサービスおきたまの金額、おおむね800万でございますが、そのことでこちらの考えも持っていて債務負担を起こしたわけございまして、そのJAの部分が2年間やってきた経過で受託をなさっておるわけで、それについて、今回、殊さらに3年目でできないということは価格のつり上げなのではないかというふうな考えも持ちまして、それで、JAの方では協議も応じることはできませんし、やむを得ずシルバーにということ考えたところでございます。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 やむを得ずというふうには本当に当たるのかというと、私は当たらないと思うんですね。このいただきました資料によりますと、再度入札の結果、四つの業者があるわけですが、第1回目で決まるわけですが、株式会社JAサービスおきたまは790万、斎場業務管理組合は棄権、株式会社武蔵屋も棄権、社団法人長井西置賜シルバー人材センターは600万9,200円ですよ。JAサービスおきたまもできるんじゃないですか。ここはどういうふうに見ますか。

佐々木榮七委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをいたします。

この2回目の入札のときには、委託内容の中に、こちらに整理をさせて委員も持ってい

るかと思いますが、清掃業務を今回の業務に加えて、そして、当初発注をした委託設計額はそのままにして入札を行うわけでございますが、しかし、清掃業務を入れますと800万を超える価格になってしまいます。そういったことから、11カ月という設定をさせていただいて入札にお諮りをいたしました。16年度にご提出をしています予算の中には清掃費を賃金で持っているということで、16年度予算の範囲の中であるし、清掃を加えて、そして11カ月ということでしたものでございます。それからしますと、11カ月で790万というのは、12カ月に直しますと860万とか850万とか、そんな価格になってまいります。それは私どもの価格よりも高い価格になっているというふうに考えております。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 それはおかしいんですね。11カ月にして入札しろと言ったんだから、それはそのまま受け取るしかないんだと思いますよ。だから、その800万を超えるからというのは、これはならない話なんです。

もう一つ申し上げますと、2年前はこういう議論があったんですよ。シルバー人材センターが辞退をされた理由はそれなりの理由ですよ。同時に、この長井西置賜シルバー人材センターの運営形態を見ても、これは入札などでほかの民間の皆さんと競争できる業者とは到底言いがたいと。それは例えば、補助金が出ている問題であつたり、まず労賃といいますが賃金が安いですよ。これは比較にならないほど安い。だから、その結果がこのJAサービスおきたまでは790万で、シルバー人材センターは600万で、もう段違いで下ろすわけですね。そういう状態を見ても、このシルバー人材センターそのものが入札等で競争できる業者とは言いがたいと。

それからもう一つは、純粋な民間とはやはり言いがたいし、この社団法人が入って競争するというふうなことにはなじまないのではないかと

と。だから、いわば自由な競争といえますか、そこにはなかなか入り得ない、そういうふうな議論もあったわけですね。そういうのをあえて持ってきて指名をして、そして、入札結果がこうだからここに委託するというふうに言われても、その入札そのものが私は非常にフェアじゃないという状態になるのではないかというふうに感じるんです。そこはどういうふう整理されるんですか。とにかく800万円以内でおさめるためには何ともしようよということでこうしたんだということで全部整理がつきますか。そこはどうでしょう。

佐々木榮七委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをいたします。

シルバー人材センターを指名に入れるという部分では、社団法人が公収益事業ということに実際になっておりまして、そこは問題がないというふうに考えているところでございます。結果としては格段に安いという印象を持つわけですが、公平性を保つには入札というふうな形で進めたのでございます。シルバー自体も、他県では入札になって負けている例もあるそうでございます。そういったことで、今回の場合は格段に安いというふうな印象は持つわけですが、必ずしもシルバーがいつも安いのだということではないというふうに考えているところでございます。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 他県の例を引かれても、それはちょっと別な話であって、ストレートにこれに該当させるということには私はならないというふうに感じます。

私、こういうことでいいのかなというのが心配なんです。一般質問でも申し上げましたけれども、安ければいいというふうなところでいって、そして、お話を聞くところによりますと、シルバー人材センターの会員の中には一人経験者がおられるということですが、しかし、シル

バー人材センターというのは高齢なんですよ。その人がいなくなったら、この組織で、シルバー人材センターでやれるというふうになるんですか。そういう目で私は入札に参加される業者を指名するということが必要なんだと思いますけれども、そこは大丈夫だというふうに判断されたのですか。

佐々木榮七委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 シルバー人材センターにつきましては、750人の会員を擁しておられまして、そういった意味では、代替の方につきましては多く擁しているというふうに聞いております。そういったことから、高齢ということではございますが、しかし、多くの方がそれに携わることでこの斎場運営というのがなされるというふうに思いますので、その辺については、問題がないというふうに判断させていただきました。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 問題は検討したんだと言えないでしょうが、しかし、私は心配です。今回のこの入札については、やはりもっともって考えていかなきゃならない面がいっぱいあるというふうに思います。この問題はあとで安部議員が触れられる予定ですから、ここまでにしておきますが、私、こういうことを考えているんです。実際、2回入札をして、平成14年度もそうでした。業者を決めるときにも何回も入札して、結局、落札業者がいなくて話し合いでこのJAサービスおきたまになったんですね。次の年はどうかと。次の年も同じなんです。そして、今回3回目になるわけですけども、3回目も同じなんです。このことを見ますと、民間でできることは民間でというふうに言われているわけですけども、この設定された金額では民間ではできませんということをやはり裏返しているんだと思うんですよ。そのことを含めて、私はこの委託料のあり方を含めてですが、やは

りきちっと再検討をなされたらどうかと、時間を置いてというふうに思うわけです。また来年、多分1回こうなれば、シルバー人材センターになりますよ、大概ね、辞退でもしない限り。でも、それでいいのかというのは私は違うと思う。もっと本当に民間でできるものは民間にやってもらうということであれば、そこには本当に公平な競争原理が働かなければ、私はそういうことにはならないと思う。そういう意味でも、少しこの問題はというふうにすることが一番いい方法なのかという再検討を私は望みたいと思います、業務をやりながらね。そういうお気持ちはありませんか。市民課長と助役、市長には俺言っていないから、助役からでいい。

目黒栄樹市長 これは方針だから俺でいい。

11番 高橋孝夫委員 では、よろしくお願ひします。

佐々木榮七委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 お答えしますと、この金額というのは皆さんの血税なんですね。そして、民間でできるところはできるだけ民間でやるという原則で言えば、競争はそこでなったら広げた方がいい。どうも高橋委員と私の結論は、民間でできないからもう一遍事務管理公社でやれと、こういうふうにはならんということですよ。私はやはり民間でできることは民間でやって、しかも、一番の主役は私はNPOだと思いますが、これは太田市の市長ともよく言うんですけども、なかなかそれに一挙にいかないときにはいろいろサポーターとかパートナーというのをつくりながらも、やはりボランティアとかシルバーにも門戸を開いていくと。これが方針でなければ、そういうふうに民間でやれることは民間でという方針を徹底していかなければ、この苦しい時代に維持していけない。歳出をカットして、そして、人員もスリムにしてやっていくためには、やはりそれは民間でやれるのは民間でやるということにして広げていくという方が私

はいいと思いますし、それは上山でもどこでもやっていることですからね、その内容でも。さらに、補助金ということで言えば、あらゆる団体に、ある意味では産業政策の場合は補助金のかかわりはいろいろな意味であるんですよ。そういった意味で、私はやはりシルバー人材センターというのは県内でもトップクラスの、今、700人やって業績を上げられて、全国表彰も受けられているこの皆さんがいらっしゃる時に、その皆さんを排除して、また事務管理公社で、あるいは役所でやれということとはとらない方がいいと。これは私がそう思っているところがあります。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 私は一般質問ではそういうふうに申し上げましたけれども、今回はそこまで申し上げていませんよ。そこはむしろ前向きに考えてとらえていただいた方がいいというふうに思います。これはいずれどういうふうにするかというきちんとしたものを示さなきゃいけないと思います、私は。このままでは一時しのぎで、そのときそのときでいくというのは、これは非常に私は傾向としては悪いというふうに感じます。ですから、本来、こういうふうにしたと、業者もこうだということを示して、それはそれこそ安心なんですよ。死んだ体制を私は市民生活にとって大切な部分ですから、それは検討していただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

目黒栄樹市長 答弁は要らないの。

11番 高橋孝夫委員 市長の答弁は要らない。

3の補助金の削減について申し上げます。いや、これはまた後で聞かれると思いますから、そのときに答えてください。

まず、財政課長にお伺ひします。財政課から、無理を言いまして大変な資料をいただきました。委託料、それから負担金、補助金、それぞれ前年度比較。まずかなりな削減という中身になっ

ているわけですが、財政課長、率直にお伺いしますけれども、これで件数でどれぐらい、額でどれぐらい、今回削減をされたというふうにとらえておられますか。

佐々木榮七委員長 佐藤 仁財政課長。

佐藤 仁財政課長 補助金、負担金、それから委託料等につきましては、予算書に計上になったものはすべて拾ってありますので、事業がなくなったもの、そういったもの等も全部含まれております。そういった関係から申し上げますと、何件で幾らぐらい削減になったというのは、ちょっとそういった把握の仕方はしていないところです。

なお、補助金について、15年度まで補助申し上げておりましたやつで、16年度、一時お休みしていただきたいということで完全にゼロになったものについては、19件で570万ほど。それは把握しておりますけれども、それ以外のものについては、事業補助等もございましたので、そういった詳しいところはちょっと把握してございません。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 過日の一般質問で大道寺議員がこの問題を取り上げられて、こういう質問をされていたんですね。16年度、単年度のものですかと。市長は復活するものもあり得ますというふうにおっしゃいました。今、財政課長からお聞きをすると、19件、570万の分、これは16年度だけの措置だというふうにとらえていいということですか。再度このところをお聞かせいただきたい。

佐々木榮七委員長 佐藤 仁財政課長。

佐藤 仁財政課長 補助金等につきましては、今現在も行財政改革推進委員会の方にご検討方をお願いしております。16年度につきましては、その検討結果が出てくるのが間に合わないというふうなこと等もございまして、とりあえずその組織の運営的なものについて、何とかご理解、

ご協力をお願いしたいということで16年度の予算計上は見合わせたというものでございまして、完全に廃止というふうには考えておりません。とりあえず15年度はご理解、ご協力をお願いしたいと。なおかつ、16年度中に改めましてもう一度すべての補助金等について、庁内ではもちろんなんですが、推進委員会の方でもご検討をいただいて、その結果を踏まえながら17年度予算編成の方に生かしていきたいというふうにご検討しているところでございます。あくまでも16年度、単年度限りのご理解、ご協力をお願いしたいと。ただ、17年度以降がその見直しした結果によってどうなるかは今から申し上げることはできませんので、そういったことをご理解をお願いしたいと思います。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 今、19件上げてくれと言ってもちょっと大変ですから、時間もありませんから、後で聞きにいきますから教えていただきたいと思えます。

私、もう1点、財政課長にお伺いをしますが、ほかの部分でもかなり削減をされているわけですね。言われているように、事業がなくなったもの、これはしょうがない、当たり前なわけですね。ただ、私が心配しているのは、例えば、住民で組織をする団体、それも自治組織みたいなところですね、公民館であるとか。そういうところへの補助金というのがカットというふうになってくると、あるいは全廃というふうになってくると、その組織を構成している人たち、あるいは自治組織を構成している住民、そういったところの負担というのは、新たな負担ですね。会費を当然納めているわけですが、会費とか地区費であるとか公民館運営費であるとか。それがふえるということも考えられるわけですね、結果として。そういうものが生ずるところはどういうふうにとらえていらっしゃるんですか。そこまで含めてやはり私は、行

政は一律カットとかということにはならないんだと思うんですけども、そこはどういうふう
に整理をされていますか。

佐々木榮七委員長 佐藤 仁財政課長。

佐藤 仁財政課長 確かにこれまで公費で補助
を申し上げておりました団体等につきましては、
その組織内での構成員の方々のご負担は確かに
ふえることになろうかと思われま。ただ、今
現在、長井市自体が、議員報酬を初めとして一
般職員の手当カット等をやりながら、何とかこ
の予算編成をしているんだというふうなこと等
も考えていただきまして、その組織においても
何らかの経費節減策等を考えていただきたい。
運営方法等についても見直しを行っていただき
たいと。そういったご理解、ご協力をお願いし
ながら、何とか16年度の予算措置についてはご
理解を賜りたいというふうにご考えたところご
ざいます。

なお、自治公民館の話もございましたけれど
も、私の方から教育委員会の方をお願いをし
まして、各地区公民館、俗に言う部落公民館ご
ざいますけれども、その公民館の1世帯あたり
の年間の負担金等もちょっと調べていただき
ました。それを見ますと、一番多いところで
年間に1万5,000円から、少ないところで年間
300円というふうな地区までございます。そう
いったことを考えますと、その300円しか負担
していないところは何もやっていないのかとい
うと、決してそうではないと思います。そこは
そこなりに工夫を凝らしながら、そういう自治
活動、公民館活動をなされているものだという
ふうにご理解しておりますので、そういったこと
も含めまして、何とかもうちょっと見直しを
して工夫をしながら、ご理解、ご協力をお願い
したいという考えのもとに措置をさせてもら
ったものでございます。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 当然にして各地域の自

治組織などはふだふだあるわけではないわけ
で、市の財政などに言われる前にそういうもの
はやっているわけですよ。やってこういう状態
だということはあるわけで、それをさらに削減
をするということが与える影響、これについて
は、やはりこれから何でもそうですけれども、
単にお金だけではないわけですよ。これは私は、
行政展開をする際はそれを考慮に入れていただ
きたいなというふうにも思っています。

そこで教育長にお伺いをしますが、教育長、
2月24日付で教育委員会の負担金、補助金等
の比較表をいただきましたけれども、割合から
すると、教育委員会はかなり削減というかカ
ットされているわけですが、これは総体でど
ういうふうにとらえておられますか。協議会
で私質問したんですが、教育長は当日お休
みでいらっしやらなかったの、聞かせてい
ただきたいと。

佐々木榮七委員長 竹田辰雄教育長。

竹田辰雄教育長 ご質問にお答え申し上げ
たいと思います。

高橋委員の方には、補助金だけでなく負担
金であるとか委託料であるとか、そういう
ものも含めてずっと拾い上げた資料をお届
けしているんだと思いますけれども、補助
金等については、これは後で話題になるか
と思いますが、自治公民館活動費補助金
みたいに特定の事業については、ではなく
て運営費的な補助金ということについて
今まで交付されているものについては、16
年度は財政的に大変厳しいということもあ
りますし、それからあと、そういった補助
金については見直すべきだというようなこと
が今まで議論されてきましたので、そうい
った意味で、補助金のなものでゼロにな
っているのが10団体ほどございます。それ
からあと、負担金、それから委託料等につ
いては、先ほど財政課長の方から答弁あり
ましたように、15年度で終了するものにつ
いては、もちろんゼロにしてございます。

+

それからあと、16年度、財政的に大変厳しいということで減額されているものもございませう。

以上でございます。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 そういうことをお聞きしたのではないのですが、まずいいです。

それで、今お話のありました自治公民館の活動費にかかる補助金のあり方についてお聞かせをいただきたいわけですが、昨年、平成15年度からいわゆる旧来の自治公民館の活動費補助金と地域活性化推進支援事業補助金と二通りにしたわけですね。それぞれの自治公民館がどちらを取るか決めて申請をしてくださうというふうになっていました。その結果、平成15年度の実績はどういうふうになっていますか。お聞かせをいただきたい。

佐々木榮七委員長 竹田辰雄教育長。

竹田辰雄教育長 お答え申し上げます。

全部で自治公民館の数は87館ございませうけれども、いわゆる従来自治公民館活動費補助金の方は、87館のうち、うちの自治館ではそういったものを必要としないよということで、要らないということで適用を受けなかった自治公民館が3館ほどございませう。それからあと、新しく起こしました地域活性化事業補助金ですね、これについては4件ほど申請がございましたけれども、補助金の交付要綱の方の縛りがいろいろな条件をつけて厳しかったということもあるかと思ひますが、そのうち2館だけ適用させて、あとの2館については、15年度はご辞退いただいたという経過がございませう。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 いただいた資料によりますと、そうじゃないですね。活動費補助金は確かに3館は申請しなかったんですね、成田と大久保と館久保は。しかし、大久保と館久保は地域活性化推進事業支援の方で該当した。ですから、活動費補助金を申請しなかったというの

は成田だけということになるようですね。現実的に、去年から始めて申請は4件、該当は2件ですね。圧倒的な自治公民館の皆さんは旧来の活動費補助金の申請をしているわけですね。しかし、今年度のこの予算では活動費補助金の方は全部削減ですね、ゼロ。そして、昨年度当初では65万地域活性化事業ということでしたわけですね、これが倍以上になっているわけですね、150万というふうになっているわけですね。自治公民館からしてみれば、こういうやり方というのはなじむとお思ひですか。この交付要綱であるとか、あるいは今回、この地域活性化事業の概要であるとかをいただきましたけれども、正直言えば、自治公民館でこれに乗せてやろうとすると大変ですね。その辺はどういうふうにお考えですか。教育委員会ではどういふふうな話になっていますか。

佐々木榮七委員長 竹田辰雄教育長。

竹田辰雄教育長 ご質問にお答えしたいと思います。

新しく起こしました地域活性化事業補助金でございますが、15年度は事務局の方で各自治公民館に対する、館長さんであるとか主事さんであるとか、そういう方々に対する説明不足というかPR不足、そういうものもやはりかなりあったのではないかとお思ひしております。今年度は自治公民館の活動、研究大会の席でもご説明申し上げましたし、それから、中央地区については、中央地区公民館に各自治公民館の館長さん方にお集まりいただいたときにご説明を申し上げまして、16年度はそれを有効に大いに活用いただけるよというPRをしておりますので、従来のいわゆる自治公民館活動費補助金の方はなくなって活性化事業補助金の方に一本化されたわけでありませうが、それも有効にお使いいただけるのではないかと、そんなふうにお思ひしております。

それから、もう1点は、自治公民館活動費補

助金、従来のやつでありますけれども、これは事務事業総合評価調整会議であるとか、あるいは市の監査であるとか、そういう中で、いただく方からすれば使いやすいかもしれませんが、市の補助金ということからすると、どういう形に使われているのか、そして、実際に補助してどういった成果が上がっているのかなかなか見えにくいというようなことで、やはり事業補助金というような形にしたらどうかというようなことでいろいろ検討するように出されまして、教育委員会の方でも改善を図るということで全部地域活性化事業補助金の方にシフトしたところでございます。それを有効にご活用いただけるように、規制もあまりかけないでこれから対応していきたいというふうに思っております。

佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 国と地方自治体の関係で言うと、何にでも使える地方交付税をいっぱいもらっていた方がいいんですね、自治体は。ひもつきの補助金であるとか、そういうのをもらうということではなくて、むしろ何にでも使えるお金をもらった方がいいんですよ。市と自治体公民館の関係で言ってもそうなんです。自治体公民館側からすれば、特定の事業、それも新たな事業ですよ、やらなきゃならない。そのための事業補助をもらうよりも、通常の何にでも使えるというお金をもらった方がいいんです。そこはぜひ置きかえて考えてみてくださいというふうに私は申し上げたいんです。確かにこの要綱であるとかを見るとすごいことが書いてありますけれども、自治体公民館側からすれば、新たな事業を展開しなければならぬとなれば、それなりのお金も必要なんです。参加費も住民負担も必要になってくるんです。そういうことをもう少し私は考えていただきたかったなというふうに思います。

今現在、自治体公民館がいろいろな活動をやっ

ています。時間もありませんから、もうやめさせていただきますけれども、それこそ活性化のために一生懸命やっているんです。そのことにやはり何でも使ってもらえるお金を少なくとも負担をしていくということ、そういう考え方があるのだということは、ぜひこれはお願いしておきますけれども、この次の定例教育委員会の中でもこういう意見があったということはぜひお伝えをいただきたいし、検討いただきたいというふうに思います。

一つだけですが、私、この資料をいただきましてつくづく思いました。やはり基盤をつくっていくということは大切なんです。先ほど財政課長は1戸当たりの負担が300円から1万4,000円何ぼまで違うと言われました。確かにそのとおりなんです。同時に、毎回言っていますけれども、借地料だって違うんです、負担が。そこはできるだけ87自治体公民館が一緒の、できるだけ負担も同じような形で活動できるように、基盤のところですね、そこに対する補助のあり方ということもぜひ私は考えていただきたいということを前から申し上げているんですが、そこにだけ見解をいただいて質問を終わります。よろしくお願いします。

佐々木榮七委員長 竹田辰雄教育長。

竹田辰雄教育長 お答え申し上げます。

高橋委員の方から以前ご質問がございまして、いわゆる自治体公民館を借地でやったり、あるいは個人所有の建物だったりして賃貸料を払っているというようなことで、そういうところに補助する考えはないかというようなこともご質問がございまして、検討させていただきました。それで、新しく自前の公民館をつくるということで、51戸ある地域でありますけれども、1戸当たり36万負担してございます。36万の年間の賃貸料を払ったとすれば、その地域は51戸でありますから51年分負担しているということになるかと思っております。そういうことを考えますと、年間15万とか20万とか、家賃あるいは土地の賃

借料、そういうものを払っているからといって、そういうところに何か特別な形で補助するということは公平性に欠けるのではないかと。いろいろ検討はさせていただきましたけれども、そういう結論に達しているところでございます。

なお、自治公民館については、また別途施設整備補助金というのを起こしております、400万を上限として20%まで補助するというのもございますので、そういったものもそれぞれの地域で十分ご利用いただければというふうに考えております。

なお、それぞれの自治公民館でそれぞれの地域の生涯学習であったり、文化振興であったり、あるいは健康づくりであったり、さまざまな有意義な事業を展開してございますので、そういったようなものがひいてはまちづくりということにもつながるわけでありますから、私は非常に大事なことで、今後もそれぞれの公民館で活発に活動できるように支援をしてまいりたいと、基本的にはそういうふうに考えてございます。

佐々木榮七委員長 次に、順位2番、議席番号17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 私が今回通告しておりますのは、補助金、委託金の大幅な変更と事業のあり方についてと。大幅な変更というか、減らしただけでなく新規事業もありますので、こういう表現にしたわけでありますけれども、5項目通告しておりますが、この関係で補助金、委託金の中で代表して五つを拾って、各課一つずつ拾っただけの話で、あまりそれ以外は問題ないというわけじゃなくて、そういうふうに拾っただけでありますので、順次ご質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、学校給食調理場の調理業務の委託についてでありますけれども、教育長にお尋ねいたします。人材派遣という形ではなくて請負という形で調理業務を契約したわけでありますけれども、どう見てもやはり消耗品ですね、設

備・施設のほかに器具はもちろん無料で、そのほか電気、ガス、水道、光熱水費もすべて請負業者が持つのではなくて、委託する側が負担するというふうになっていきますね。その部分は12月の議会の中では、ここはどういうふうにするかどうかというのは諮らないというような答えだったと思うんです。この辺の残存価格を計算したら幾らになるかというような質問なんかも記憶にまだ新しいと思いますけれども、負担するのはいわゆる請負業者の暖房用などの燃料のところだけみたいですね、この契約書の中身でいきますと。そこは私は、消費税など税金もかかってくるからというふうに12月で答弁してありましたので、こういう形にすれば税金的には取引するときの消費税などはかからなくなるんだと思います、器具の貸借という部分を無料にしていけば。ここの部分について、12月以降に税務署などについて照会してきて問題ないというふうになったのかどうか、まず最初に1点そこをお聞かせください。

佐々木榮七委員長 竹田辰雄教育長。

竹田辰雄教育長 ご質問にお答えしたいと思います。

共同調理場の施設、設備、それから器具、そういったようなものを全部含めてでございますけれども、学校給食の調理にだけ使用するという本来の目的に沿った使用ということに限定されるということで、「長井市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例」の第7条に基づきまして業者の方から使用許可願いを出していただいて、市長の承認のもとに無償で貸与すると、そういうことで契約を結んでございます。それから、税務署の方の問い合わせ等はしませんでした。

佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 ここはこれ以上議論するつもりは私はないんです。というのは、見解の相違だと言えれば見解の相違かもしれないんで